
プロジェクト	資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 157 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 157 回実務対応専門委員会（2023 年 4 月 5 日開催）で議論された事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 事務局の分析について聞かれた意見

その他の論点（預託）

2. 仲介者等が利用者から預かった電子決済手段を信託せず自己（又は第三者）が管理する方法について、事務ガイドライン案で記載されている「特定信託受益権のうち受益証券発行信託に係る受益権に該当するものを利用者のために管理する場合であって、各利用者が受益権原簿において受益権者として記載されているとき」は、例示とされており、例示以外のパターンについて、利用者から預かった電子決済手段を貸借対照表に計上しなくてよいのか確認したい。

実務対応報告公開草案の文案

（本文）

用語の定義に関する意見

3. 用語の定義が法律を参照するのみの記載とするのであれば、第1号電子決済手段、第2号電子決済手段及び第3号電子決済手段の概要が理解しづらいため、それぞれの電子決済手段の概要について、結論の背景や公表にあたってなどで説明を追加した方が良いと考える。

外貨建電子決済手段に関する意見

4. 期末時の会計処理について、本文でも結論の背景でも、「原則として」という文言が使用されているが、例外が想定されないのであれば、「原則として」という文言は不要と考える。

（結論の背景）

範囲に関する意見

5. 電子決済手段の券面額と発行価格が異なる場合に、実務対応報告の適用対象にならないのか、それとも、適用対象になった上で会計処理について実務上の判断に委ねられるのかが明確ではないため、本文及び結論の背景の書き方を工夫いただきたい。
6. これまでの審議では、電子決済手段について、利息や配当の受取りが想定されないことを前提としているため、この点についても前提を結論の背景に記載した方が良いと考える。ただし、実務対応報告の対象範囲を限定し過ぎると、実務で適用できる取引が非常に限られてしまう可能性もあるため、実務対応報告の適用関係をどの程度明確化するかは、比較衡量が必要と考える。
7. 結論の背景で「券面額」と「券面額に基づく価額」の使い分けがうまくなされていないと考えられる箇所があるため、記載を見直す必要があると考える。

外国電子決済手段に関する意見

8. 文案では、外国電子決済手段の発行者に対する外国の規制が、日本で発行される電子決済手段に対する規制と同一であると読めるため、記載を見直す必要があると考える。

電子決済手段の保有に関する意見

9. 電子決済手段の期末時の会計処理に関して、金融商品であるにもかかわらず、評価性引当金ではなく企業会計原則注解（注18）に従って引当金の計上の要否を判断するという点について、補足があった方が良いと考える。
10. 電子決済手段の期末時の会計処理に関して、換金リスクが高いと評価される場合に、引当金ではなく、直接減額する方法を検討する必要があるのか確認したい。

電子決済手段の発行に関する意見

11. 「約定日」と「受渡日」という用語を使用している文と、「契約日」と「受渡日」を使用している箇所があるため、用語を統一する必要があると考える。

開示に関する意見

12. 金融商品の時価等に関する事項の注記について、「預金に準じて記載する」と書かれた場合、預金については注記が省略可能な場合があるにもかかわらず、電子決済手段については注記の記載が必要になると解釈される可能性があるため、表現を工夫した方が良いと考える。
13. 金融商品の時価等に関する事項の注記について、電子決済手段の期末時の会計処理を企

業会計原則注解（注18）に従って引当金を計上する場合、評価性引当金の場合と異なり、当該注記と引当金の関係が不明確になるのではないか。

以 上